

官報

号外 昭和三十三年十二月二十三日

第三十一回 衆議院會議録 第七号

昭和三十三年十二月二十三日(火曜日)

昭和三十三年十二月二十三日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

文部大臣灘尾弘吉君不信任決議案

(淺沼稻次郎君外四名提出)

昭和三十三年七月、八月及び九月

の風水害により被害を受けた地

方公共団体の起債の特例に關す

る法律案(内閣提出)

地方公共団体の議会の議員及び長

の選挙期日等の臨時特例に關す

る法律案(内閣提出)

日本放送協会昭和三十一年度財産

目録、貸借対照表及び損益計算

書

公共企業体職員等共済組合法の一

部を改正する法律案(内閣提

出、参議院送付)

午後二時三十七分開議

○議長(加藤鐵五郎君) これより会議

を開きます。

文部大臣灘尾弘吉君不信任決議案

(淺沼稻次郎君外四名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○松澤雄藏君 議案上程に關する緊急

動議を提出いたします。すなわち、淺

沼稻次郎君外四名提出、文部大臣灘尾

弘吉君不信任決議案は、提出者の要求

の通り委員会の審査を省略してこの際

これを上程し、その審議を進められん

ことを望みます。

○議長(加藤鐵五郎君) 松澤君の動議

に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(加藤鐵五郎君) 御異議なしと

認めます。

文部大臣灘尾弘吉君不信任決議案を

議題といたします。提出者の趣旨弁明

を求めます。山崎始男君。

文部大臣灘尾弘吉君不信任決議案
右の議案を提出する。

昭和三十三年十二月二十二日

提出者

淺沼稻次郎 河野 密

柳田 秀一 春日 一幸

山崎 始男

賛成者

阿部 五郎外百五十九名

文部大臣灘尾弘吉君不信任決

議

本院は、文部大臣灘尾弘吉君を信任
せず。

右決議する。

理由

一 灘尾文相は、教育の特殊性を無

視し、法律施行に名をかり、世論

に逆行する勤務評定を強行してわ

が国教育界に大混乱を起した。

灘尾文相は、道徳教育、校長管

理職手当制度、社会教育法の一部

改正等の一連の反動文教政策を行

い、もつて修身科の復活、教職員

組合組織の分断をはかり、あるい

はわが国青年子女を政府権力の意

のままにしようとしている。

一 高知県下につつた日本教職員組

合委員長小林武君外十数名の暴力

による重傷事件は、理由のいかん

をこえて、灘尾文相の重大責任で

ある。にもかかわらず灘尾文相

は、非を他に転じ、暗に暴力を弁

護するがごとき言動をろうするこ

とは断じて許すことができない。

以上灘尾文相は、教育の中央集

権化、再軍備教育、憲法改悪を意

図する一連の反動文教政策を実施

し、わが国教育界に一大混乱を起

した責任者であり、とうてい信任

することはできない。これが、本

決議案を提出する理由である。

〔山崎始男君登壇〕

○山崎始男君 私は、日本社会党を代

表し、ただいま議題となりました文部大

臣不信任案の上程に對し、その趣旨の説

明を申し上げたいと存じます。(拍手)

まず、その主文を読みます。

本院は、文部大臣灘尾弘吉君を信任

せず。

右決議する。

〔拍手〕

理由

一、教育の特殊性を無視し、法律施

行に名をかりて勤務評定を強行し、

わが国教育界に大混乱を起した。

二、道徳教育、校長管理職手当制

度、社会教育法の一部改正等一連

の灘尾文政は、美名の下に国民の

目をごまかし、もつて封建的な修

身科の復活、日本教職員組合組織

の分断、あるいは金錢をえさにし
てわが国青少年を政治権力の召使
にせんとした。

三、十二月十五日高知県下につつた

日本教職員組合委員長小林武君外

十数名が暴力により重傷を負わさ

れた不祥事件は、理由のいかんを

超越した灘尾文政の責任である。

にもかかわらず、文部大臣は、非

を他に転じ、暴力を弁護する言動

をした。

右灘尾文政は、教育の中央集権

化をはかり、教育基本法の精神を

じゆうりんし、再軍備教育、憲法

改悪を目的とする教育による国民

の思想統制をはからんとするもの

である。よつて、ここに文部大臣灘

尾弘吉君の退陣を要求して、本決

議案を提出するものである。

〔拍手〕

以下、その詳細について御説明申し

上げたいと思います。

先生の勤務評定制度は、昭和二十六

年にすでに法制化されておりました

が、教育の特殊性から、合理的な勤務

評価のむすかしのために、昭和三十

三年度まで過去八年間ほとんど実施さ

れていなかったことは、御承知の通り

だと思ひます。従つて、教員の勤務評

定という言葉が、国民の前に大きく浮

び出たのは、昨年の秋、愛媛県教育委

員会の勤務問題がその初めでありまし

た。しかし、愛媛県の勤務問題は、教

育財源の不足のため勤務評定を実施することによって昇給財源を三割浮かすとした地方財政の貧困がその動機であったのであります。しかるに、今日、灘尾文政の勤務強行のねらいは一体どこにあるのか。愛媛県と同様に、財源の不足を補うためか。いな、そんなまやかし動機ではありません。もっとも深い政治的陰謀のあることを国民は知らなければなりません。

(拍手)

灘尾文部大臣は、勤務実施の理由として、口を開けば二つの理由をあげていわく、すなわち、いかなる職場、職域にも勤務評定は実施されておるといふこと、法律に定められておることを施行することは何ゆゑ悪いか、過去八年間、法律に規定されながら実施しなかった怠慢に對し、おしかりを受けることはわかるが、法律通り施行するだけのことだと言われておるのであります。一体、このような理由は、一事務官僚ならいざ知らず、少くとも政治家として、文教の最高責任者の言葉として、このくらい国民をばかにした、お粗末な言葉はありません。(拍手)法律万端、権力濫用、官僚独善そのものといわなければなりません。(拍手)

い、教育の効果は、十年後、いな、数十年前でなければ正しい評価ができないことは、論を待ちません。まして、知能の異なる生きた人間の精神を対象としての先生たちの勤務の評価を測定する正しいものさしは、神様以外には持っていないと思ひますが、どうでしょう。か。(拍手、発言する者あり)かかる複雑なる特殊性があればこそ、人事委員会がいかに研究しても科学的基準を作ることができなかったところに、八年間空白にならざるを得なかった原因があったはずで、(拍手)この空白を吹き飛ばして、一足飛びに勤務実施を断行されますが、科学的評価基準作成に對し、一体いかなる研究をされたか。また、その基準作成までに、いかなる有識者の衆知を集められたか。その民主的な手続と経過は、われわれ国民は、きよりのきよまで政府から聞かされたことではないのであります。(拍手)

昨年末、突如として全国教育長協議会案なるものが発表されました。しかし、この案は、文部官僚の作文を名前をかりて発表したことはもちろん、八十数項に及ぶ測定基準は、教師の教育活動の自由を縛る以外何らの価値なきことは、有識者のごうごうたる批判が雄弁に物語っておるのであります。(拍手)灘尾文部大臣就任のとき、勤務実施をしっかりと頼むと肩をたたいて激励した岸総理大臣みづからすら、「あまりにも複雑だ、もっと簡単にならぬものか」と言われたはずでござい

ます。かかる不完全なるものを一方的に全国教育委員会に押しつけておるのが、今日の勤務の実態でござい。ます。(拍手)平和教育推進の旗振りである日教組を目の上のこのぶのごとく考えておった自民党政府が……。

(発言する者多し)

議長(加藤謙五郎君) 静粛に願います。——静粛に願います。

あると断言せざるを得ないのであります。(拍手)しかも、驚くべきことには、かくのごとき不祥事件に對し、その原因を日教組の戦術に転嫁し、暗に暴力行為の発生を是認するがごとき大臣の言動は、三番追放を表看板とする岸内閣の連帯性において、声を大にしてその責任を追求しなければなりません。(拍手)文部大臣に、「日教組の幹部に何ゆゑ会って話し合いをされないので

すか」と問えば、「会うか会わないかは私の自由だ。勤務を認めない以上会わない」と常に云われておるが、このような考え方は、教育界の混乱は当然だと思ひます。

去る九月十五日の全国統一闘争を前にして、わが国教育界の混乱を憂慮されたところの藤山先生その他の学者のグループが——その中には、もとより勤務評定賛成の人たちもおられたが、仲裁に立たれたときに、国民は、なまづばをのんで、ほつといたしまして、仲裁のでき上らんことをいねがったのでござい。ます。日教組の小林委員長は、仲裁者に對し白紙一任したではありませんか。すなわち、日教組の勤務評定絶対反対の表看板を塗りかえて、条件闘争に忍びがたきを忍んで切りかえる決意を示して、教育界の混乱を未然に防ごうとしたではありませんか。高知、群馬の暴力事件、人権侵害事件その他、今日の混乱の遠因は、九月十四日の、この仲裁者に對する、砂をか

むがごとき、にべもつやもない大臣の言動の中にすでに胚胎しておったことを今こそ痛感し、その責めを国民の前に深くあやまつてもらいたいのであります。(拍手)

以上申し上げたごとく、今回の政府の動評実施については、文部大臣がいかにきれいな理由を言われても、真の教育の向上を考えた動評実施とは、どうしても受け取れません。日教組をたたく道具に使った動評であることを如実に暴露しておるのであります。藤山先生嘆いていわく、「調停に奔走したこの四日間、いろいろな人に会ってみて、つくづくわかったことは、動評問題の調停を引き裂こうとするものが、もっぱら政治的配慮以外には何もものがない」といことがわかった」と、政治への怒りを述べておられるのであります。(拍手) 藤尾文部大臣は、就任以来、動評評定を初めとして、その他、校長管理職手当制度を実施して組合組織の分裂をはかり、社会教育法の一部を改正し、金銭をえさにして、わが国青少年を自民党政府の御用団体化せんとし、また、道徳教育の美名のもとに修身科の復活を意図するなど、日教組征伐と教育の官僚統制を目的として、うき身をやつし、教育の中立性を阻害し、教育基本法の精神をじゅうりんとしたことは、断じて許すことができません。(拍手)

私は、最後に、クイズではありませんが、今日の藤尾文政の極端な反動性を根元から洗って、私の演説を終わりたいと思います。

昭和二十七年八月に、天野文部大臣がやめて岡野文部大臣が就任したこと、今日の反動文政の原因を求めなければなりません。戦後、二十七年までは、文部大臣はすべて、政党色の少ない、公平な立場の学者が文部大臣に就任したことは、御承知の通りだと思います。岡野文相就任のあいさつにいわく、「私は、文部大臣であると同時に、自由党の党人でありまゝ」云々。以来、文部大臣は、すべて、しろうとの党人が起用され、従って、わが国の文教政策は保守政党と官僚との合作となり、学者や有識者の意見はほとんど入らなくなつたのでございます。教育が政治に利用される原因を作つたのであります。以来、保守党の文教政策は、第一に日教組の解体、第二に教育内容の全面的な変革、第三に教育行政の機構改革の、この三つを実現して、最後には教育基本法そのものの改変を根本目的としたのでございます。岡野文相のごときは、日教組を地球の上から抹殺してやるまで言われました。岡野文部大臣は、地方教育委員会の設置を断行して、五十万教員の末端まで直接監視ののらみをきかし、大達文部大臣は、給与三本建を法律化して、高等学校と小、中学校の離間策を行なつ

た。清瀬文部大臣は、また、教育二法案によつて全国教職員の政治活動を封殺した。清瀬文相は、教育委員会を改悪して、ついに国民の手にあった教育を強奪したのでございます。藤尾文部大臣は、道徳教育を正式に義務づけ、小、中学校の新しい学習指導要領を発表し、教育内容を昔の教育に切りかえたのでございます。(拍手)

この際、特に国民が忘れてはならないことは、本年八月から義務づけられた藤尾文政の道徳教育は、昭和二十八年十月一日M S A受け入れのために吉田首相の特使として渡米された池田勇人氏とロバートソン國務次官補との間でかわされた日米間の覚書と非常に深い関係があるという点でございます。

(拍手) 昭和二十八年十月二十五日の朝日新聞ワシントン特電が、日米相互に交換されたこの池田・ロバートソン会談の要約を打電いたしておりますが、その中によれば、ロバートソン國務次官補は、日本は早く三十五万までに陸兵を増強せよと要求いたしました。そのときに、池田氏答えていわく、「日本人は、いかなることが起つても武器をとるべきではないとの教育を最も強く受けたのは、まず防衛の任につかなければならない今の日本の青少年である」と答えております。多数の青年を短期間に兵隊にすることの不可能であることを説明いたしておるのであります。そこで、軍備増強に関連

いたしまして、教育と愛国心との関係が討議されておるのであります。(発言する者多し) すなわち、その結論といたしまして、日米両国は、日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を教育と広報活動によつて助成することが最も重要であることに同意をした。そうして、日本国政府は、愛国心と自衛のため自発的精神が成長するような空気を作することに第一の責任を持つ。つまり、日本政府は、アメリカに対して愛国心を作る責任を負わされたのであります。(拍手)

皆さん、われわれ社会党は、真の愛国心はもろ手を上げて賛成をいたしました。しかしながら、日本の青少年の愛国心が、自衛隊を増強するための愛国心であつたり、また、M S A受け入れの交換条件として輸出に利用される愛国心であるならば、将来、日本の平和にとつて、これくらいのおそろしいことではないと思ひます。(拍手) 藤尾文政の、このたびの道徳教育は、道徳の美名を使つて国民を欺瞞し、このおそろべき再軍備教育に向つて第一歩を踏み出したといわなければなりません。

(拍手) 以上申し上げたごとく、昭和二十七年以来、日本の教育は、政治のあらしの中にはっぴり出されて、波の間に漂り浮き草のごとく、文教政策は政策文教に変わつてしまひ、教育の権威も教育の自由も次第に影を落めてきたのでござ

います。さきには教育行政機構の改編をはかり、今また、ここに、道徳教育を軸として、教育内容の変革を実現した。残る一つは、日教組五十万教職員をして保守党政権政治権力の召使にすることだけが実現をしない。(拍手) 過去六年間、ラッキョウの皮をはぐように、先生の自由を一枚々々はぎ取つたが、いまだに往生しない。最後の青酸カリとも言ふべき動評評定を断行した藤尾文部大臣は、いわば、六年間の反動的な政策文教の最後の仕上げをする代表選手として登場したのでございます。

(拍手) 私は、声を大にして、あなたに申し上げたい。全国には十二万学級に及ぶすし詰め教室がございます。老朽危険校舎のために、いかに地方財政は苦しめられておりますか。薄給に安んじて、沖のカモメやイノシシを友だちにしておるような辺境の先生の苦しみを考えたことがありますか。金の要らない勤務評定にうき身をやつし、政治権力と法律の二本の刀を振り回して日教組を追い回し、あぐくの果ては教育界の大混乱を招いた、まことに下手な剣術師の姿しかございません。(拍手) 人の心は法律や権力で切れるものではありません。文教の最高責任者は、特に高い理想と深い哲学を持たなければ、その資格はございません。仏教の教えにいわく、言い得るも不可、言い得ざるも不可。すなわち、けんかする者は、

理屈があつてもなくとも、両方とも悪い。また、最近の歌の文句に、「みんなわたしが悪いのよ」というのがございます。(拍手)「教育界の混乱は、みんな尾崎が悪いのよ」という反省が、今のあなたにありますか。(拍手)おそろく、ないでしょう。もし、これから先でもあつたら、今のような混乱は起つておらないと思ひます。(拍手)政治や教育は愛情が中心でなければならぬ。政治権力や法律で教育者の自由を奪い、教育を官僚化した将来の日本は、一体どうなるのですか。教育者はすべて政治権力の前にひれ伏して、あしたに平家を迎え、夕べに源氏を送り出すような教育者によつて、機械化された、抜けがらの人間だけが育成されることは、火を見るより明らかであります。

(拍手)国家の将来のため、おそろべきことだと思ひます。封建時代の明治の初期に、教育の権威と自由を守るために、おのれの身を殺した、文部大臣森有禮のごときりつばな文部大臣を、われわれの祖父は持つたのでございす。民主主義の今日に、尾崎文部大臣を持たなければならぬ、われわれの現在とを比較して、深い悲しみと怒りとを覚える次第でございす。(拍手)国民の名において、文部大臣尾崎吉吉君の退陣を要求いたします。(拍手)○議長(加藤謙五郎君)これより討論に入ります。永山忠則君。

〔永山忠則君登壇〕

○永山忠則君 私は、ただいま上程になりました文部大臣尾崎吉吉君不信任決議案に対し、自由民主党を代表して絶対反対をいたすものであります。(拍手)以下、その理由を述べて反対討論をいたします。

思うに、勤務評定は、人間の住むいかなる社会においても行われておるのであります。(拍手)われわれ国会議員は、最も厳密に国民の動評を受けておるのであります。(拍手)最高裁の判事さん、過般の総選挙の際、国民評定を受けたのであります。国家公務員、地方公務員も、勤務評定を現に受けておるのであります。教師だけが例外であるという理由はありません。(拍手)むしろ、聖職である教員は、進んで動評を受ける気持があつてこそ、国民の信頼と尊敬を受けるものであると思ひます。でございす。(拍手)しかし、現実には、教員の動評は日教組が握つておるのであります。きょうまで、教員の人事権は教育委員会にあるといひながら、日教組の不当なる支配が行われてゐる地方が少くないのであります。(拍手)これをこのままに見のがしておけば、おそろべき日教組の独善教育が行われ、国民全体の意思が教育に浸透する民主教育はできないのであります。(拍手)しかも、日教組の指導原理は、残念ながら、過激なる社会革命にあるのでありますから、わが党は、この日教組の不当なる人事管理の実態を

教育委員会に完全に移し、法の定めるところに従つて民主教育の実をあげることを念願いたしておるものであります。(拍手)この精神に基いて、尾崎文相は、現下地方教育界の実情を洞察し、教育長協議会の趣旨により、各県教育委員会が、法律の定めるところに従ひ、自主的に勤務評定を公正妥当に実行せんとする情勢に対し、適切な指導、助言をなしてゐるのであります。(拍手)このことは、すなわち、文教行政の長として当然の責務を果しているといふべきであります。これをあえて不信任せんとするがごときは、日教組の独裁教育による社会革命を容認し、民主主義教育を根本から破壊せんとするものであるといつても過言ではないと思ひます。(拍手)

現に、日教組は、動評絶対反対を主張するのみならず、道徳教育、新教育課程等々、政府の施策はその内容のいかんにかかわらず何でも反対し、日教組の教育方針以外はすべて反動教育で、再軍備、憲法改悪につながるものと独断し、日教組が教育の絶対的支配権を獲得して、日本の社会体制を根本的に変革せんとしているものであります。(拍手)また、その闘争方針は、和歌山大会の決定に見られるごとく、合法、非合法は彼我の力の関係によつてきまると称し、あえて非合法闘争により動評を押しつぶさんとしているのであります。わけて、高知県における日教組の集団暴力の激しさは言語に絶し、高等学校の生徒さえもかり立てて、知事、教育委員、教育長などをしばしばカン詰にし、ついに教育委員長、教育長、次長等ともに病氣となつて倒れるまで自由と人権を無視する集団暴行が平気で行われ、これが高知県民の義憤を買つてゐるのであります。この雰囲気の中に仁淀村小学校の問題が生じたのであります。教員組合と父兄の激しい衝突を来した父兄と教員は一斉スト等は行わないとの誓約をかわしておつたのであります。それにもかかわらず、その約束を一方的に破つて、その後も先生は一斉ストをなし、オルグもやつてくる。加ふるに、日教組の委員長が入村したので、ついに不幸な惨事を見ましたことは、まことに遺憾に存じます。われわれは、いかなる場合でも、暴力は断じて排除しなければなりません。しかし、このことを何だか尾崎文相に責任があるごとく追及するに至つては、全く心外千万であります。(拍手)

尾崎文相が、断じて暴力を排除し、教育秩序を確立し、民主主義、議会政治を守るために懸命となつて、院の内外を通じて最善を尽していることは、国民周知の事実であります。(拍手)これをあえて責任呼ばわりをして、一方の集団暴力を抑えないのみならず、正当化しようとするがごとき態度こそが、流血の惨事を引き起してゐる原因であると思ひます。(拍手)

さらに、国民が注意を要することは、日教組は、組合員に二千名からの共産党員を持ち、全学連は千七百余名の共産党員を持ち、その他多数の共産党シンパを持つてゐる団体であります。ことに、全学連の中核体である社会主義学生同盟、いわゆる社学同幹部は、ほとんど共産党の極左暴力派で占められておるといわれておるのであります。過般の上野博物館における道徳教育講習会反対闘争の際、社学同指揮のもと、身をもつてバスの下敷きとならんとする者、あるいは、「悪法をつぶすためには暴力もその瞬間は合法である。反動岸内閣をつぶすためには、そのかいらいである警察官を殺せ。」とアジつておるのであります。(拍手)彼らは、動評闘争は社会革命に通ずるものとして、あえて集団暴力の積み重ね方式による合法化を強行せんとしておるのであります。不幸にして、社会党がこれらの行動を支持するごとき印象を国民に与えることがありとすれば、国権の最高機関たる議会政治の権威を失墜すること、これより大きなものはないのであります。(拍手)社会党の諸君も、民主主義、議会主義を否定せんとしておる日教組の無謀なる動評反対行動に同調して、みずからの首を締めるようなことなく、日教組の反省を促し、議会政治を守られるよう

要望してやまないものであります。

(拍手)

藤尾文相は、わが党並びに国民の信頼を以て文政府の長となつて以来、社会革命の前後とも言ふべき動静反対の集團闘争によく対処し、方向を誤まらず、きぜんとして、信念を持って、国民の要望する文教政策をよく推進しているものであります。わが党はもちろぬ、国民ひとしく敬服しておるのであります。(拍手)過般の全国町村長大会において、所信を表明した藤尾文相に対する、満場一致、万雷割れるがごとき大拍手は、文相に対する国民の信頼と期待を端的に表明しておるものであるといわなければならぬのであります。(拍手)不信任を受ける理由のごときは毛頭ございせん。

以上をもって反対討論といたします。

(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 野口忠夫君。

〔野口忠夫君登壇〕

○野口忠夫君 私は、ただいま提案されている文部大臣藤尾弘吉君不信任案について、日本社会党を代表して賛成の意見を述べたものであります。

(拍手)

不信任案に賛成する第一の理由は、幾ら何と言つてもわかつくしとしない執拗なごんごににあります。(拍手)このことは、あえてここで私だけが申し上げるのではなく、朝日新聞で、文部大臣の頭は石のようにかたい頭であると

酷評しております。(拍手)大体、このことは、一般大衆、国民の勤務評定をめぐつて考へている世論ではないかと思ひます。(拍手)何ゆゑに、かゝる執拗にがごんごであるのか。私は、大臣の、このがごんごは、決して石頭の、性格的なものとは思われません。大臣の中に内在する意図的態度であると断言いたすものであります。(拍手)

元来、文部大臣の立場は、国民を憲法の理想の実現の方向に作り上げるところにあるのでありますから、内閣においても文部大臣は平和論者の先頭にあり、たゞ、所属する内閣が仮想敵国を作り、生活の苦しさや政治に求める国民の声も信頼できず、暴力とか革命とか、事をかまへ、大國の軍備にすがり、権力を乱用し、そのためには憲法改悪も辞さないと思ふよりなものであつても、文部大臣の立場は、変りない平和を守る立場であり、憲法の理想を守る番人でなければならぬはずであります。(拍手)しかるに、大臣の、このがごんごな態度の中には、残念なが

ら、この文部大臣として持つべき重要な資質が欠け、常に自己主張に終始し、平和的に物事を解決する努力の影は見当たらないのであります。この意図的がごんごは、何か、あなたの所属する内閣の政治の方針の先頭に教育をか

り立てねばやまぬような強固なるものがあるのではないかと思ふのであります。(拍手)このような態度では、平和

憲法の理想に反し、教育の中立が侵され、民主的發展も全く影をひそめる素因となることは当然であります。

勤務評定をめぐる混乱を未然に防止しようとする真摯な第三者の仲介の勞にもこたへることなく、法の執行を建前に、一方の主張に終始されたことなど、全く文行政の立場にある文部大臣の立場としては理解することができ

ない態度ではないかと思ひます。(拍手)話し合いに応じ、話し合いの中から理解することなくしては、平和的解決の手段は失われてしまふのであります。このあとにくる力の解決のおそ

ろしさを行政の立場において未然に防止する責任を回避した、全く許しがた

い行為であると思ふのであります。(拍手)たゞ、絶対反対の主張の前に向つても、あなたは、あなたの立場の主張を忍耐強く続け、理解させる中で解決の方向を見出すことを失つてはならなかつたはずであります。なぜか、それがなし得なかつたところに、あなたがすでに文部大臣として公平な立場を失ひ、教育を政治の先頭にかり立てる支配者であつたことが明らかなのであります。そして、あなたの態度は、全く自後に生じた混乱の解決の方向に

などと言つておられました。日教組は、全国五十万教師の現場教師を組合員とする唯一の団体であります。あなたが、文部省の中で、教育委員会と校長を相手にして、どんないことを考へて

も、あなたの言葉に従うまじめな現場教師の協力なくしては、教育の効果は上らないのであります。(拍手)この働

く者の直接的実績を無視する文部大臣の態度は、全く信頼できる何ものもありません。よし、それが連合体であるとしても、法に認められた公務員の団体

に對して、自分の都合だけで会えないなどと、虚言する行政機關の責任者など、全く近代的勞使關係を無視した欠格者と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

不信任案に賛成する第二の理由は、最近とみにその傾向を強めてい

る反動文教政策それ自体にあります。すなわち、日本国憲法及び教育基本法の精神に反し、権力支配による非民主

的行政強行の中で教育の民主化を曲げ、再び教育独占の野望を実現せんとする点であります。

申すまでもなく、教育は憲法の理想の実現の力であり、平和と文化への国民の期待に沿ひ、その希望の実現に全力を傾注せねばなりません。焼け野原と化した国土の上を、のら犬のごとくさまよつた浮浪児の群、それは、すなわち、戦前の文部大臣が全国の教師に命じ、強制して描き出した姿であります。学校と社会の教育の全野を通じて作り上げた悲惨な姿であつたのであります。支配された教育のもたらした罪惡の深さを忘れてはならないはずであります。(拍手)

教育基本法第十条に示す、不当な教育の支配の排除と、その自覺の上に立つ教育行政官の任務の規定とは、全く教育のこのあやまちを再び犯すまいとする国民總意の表現であるのであります。しかるに、近ごろの文教政策の一連の流れは、全くこの精神を没却し、世論の不安をかもし出しているものであります。すなわち、文教行政の底に一貫して流れております中央集權化の政策であります。大臣は、口を開けば憲法尊重、平和愛好と答弁はしておられますが、大臣の命ぜられ、実施されている政策は、この言葉に全く相反し、まさに言葉の民主的装いにすぎないのであります。(拍手)

あなたは、教育内容に対する重要な点で、国家的、画一的指導と統制を加えようとして、一番上に文部省、県教委、地教委、校長、教職員のパラミッド型支配の骨組みを作ること、や

きとなつていたではありませんか。地方教育委員会の自主性尊重などと口には言つても、文部省の越權的行為の逃げ口上にすぎず、実は、全く文部省の権限干渉の中で地方教育委員会は日陰者にすぎないのであります。今次、勤務評定の地方における話し合いの中

でも、時期を延ばしてくれとの要求に
さすも応ずるゆとりもないほど、地方
教育委員会の自主的裁量の余地は認め
られておられない現状であり、文部省の
権限は、任命制の中で完全に地教委を
掌握し、その権限の中で法を犯してい
るのであります。さらに、行政機関の
権限を越え、教育活動の実践の中に支
配の手を伸ばし、その中心となる学校
長の権限を管理職ときめつけ、手当を
与えることによって権限を強化しよう
としているのであります。十五年の民
主的努力の中で、ようやく現場に生ま
れてきた学校職員の民主的愛情と信頼
の明るい人間関係は、再び冷たい権力
従属関係に置きかえられようとして
るのであります。(拍手)

文部省の意図する方向は、教師の人
間関係を明るい協力の方に導いて民
主教育を発展させる方向ではなく、学
校長と教師の間に大きな深い権力の冷
たいみぞを掘る分裂の方向にあるので
あります。権力支配の野望のためとあ
れば、教育の効果も犠牲にして顧み
ず、乏しい予算の中で、少しでも条件
整備に必要な国民の税金もほとんど
使つてはばからず、文部省の態度は、全
くその権限強化のために一切を犠牲に
しているといつても過言ではないので
あります。教師を分裂させ、思うがま
まの教育を強行しようとする違憲、違
法の行政機関の権限干渉をあえて行
う文部大臣の教育に対する態度は、全く

国民の信頼できないものであります。
このような権力支配の制度の確立の
上に、教育内容の統一指導と統制は、十
五年の民主教育確立のために苦勞をし
てきた現場教師の努力をよそに、あら
しと吹きまくっているものであります。
人間形成の真剣な営みを、学校の全生
活の中で子供自身に見つけ出させ、再
びくずれることのない教育の完成に十
五年の努力を続けてきた教師のこの努
力もむなしく、上から押しつけてくる
修身科的道德科の時間設定の強行の中
で、全く文字通りの混乱をもたらして
いるのであります。この混乱は、道德
教育を中心に、民主教育の基本的考え
方を根柢からゆり動かすものであり、
まことに遺憾にたえない文部省の一方
的、越権的行爲と断ぜざるを得ないので
あります。(拍手)

従属精神の強調を事とする修身科教
授を土台に、自主的創造の芽はつま
れ、国家的精神の中に追い込まれてい
く子供たち、教育内容に対する国家権
力の支配的傾向は全く言語道断、これ
を許容する何らの弁解の余地もない
と思うのであります。(拍手)全く現行憲
法の逸脱であり、不当な教育支配を画
する、おそれるべき文教政策として、そ
の執行の責任者である文部大臣の責任
を問わねばならないのであります。
(拍手)勤務評定をめぐる、全教師と
もに子供のことを真に考える文部大臣
を願ひながら、この戦いを続けてきた

全国五十万の教師が、日教組の幹部の
指令一つによって動くほど、教師はば
かではないと思ふ次第であります。何
が教師をこうさせたかは、文部大臣が
長い間の交渉を打ち切つてしまつて、
みずからの交渉を続けることのできな
かつた文部大臣の不自由な姿の中に、
私は、勤務評定の混乱の最大の原因が
あろうと思ふのであります。(拍手)

文部大臣が自由に日本の教育を考え
るとき勤務評定の問題は起らず、日本
の教育はさらにさらに前進したであろ
うことを思うときに、この不自由な文
部大臣に対して国民の名において退
陣を要求することの不信案に対し、
賛成の演説とするわけでありす。
(拍手)

○議長(加藤五郎君) これにて討論
は終局いたしました。
採決いたします。この採決は記名投
票をもつて行います。本決議案に賛成
の諸君は白票、反対の諸君は青票を持
参せられんことを望みます。閉鎖。
氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○議長(加藤五郎君) 投票漏れはあ
りませんか。――投票漏れなしと認め
ます。投票箱閉鎖。開閉。開鎖。
投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

○議長(加藤五郎君) 投票の結果を
事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長朗読〕
投票総数 三百七十二
可とする者(白票) 百四十五
〔拍手〕
否とする者(青票) 二百二十七
〔拍手〕
○議長(加藤五郎君) 右の結果、文
部大臣磯尾弘吉君不信任決議案は否決
されました。(拍手)

淺沼稻次郎君外四名提出文部大臣磯
尾弘吉君不信任決議案可とする議
員の氏名
阿部 五郎君 赤路 友蔵君
赤松 勇君 西ヶ久保重光君
淺沼稻次郎君 足鹿 覺君
飛鳥田一雄君 淡谷 悠蔵君
井伊 誠一君 井岡 大治君
井手 以誠君 伊藤卯四郎君
伊藤よし子君 猪俣 浩三君
池田 順治君 石川 次夫君
石田 有全君 石野 久男君
石橋 政嗣君 石村 英雄君
板川 正吾君 今登 勇君
今村 等君 受田 新吉君
内海 清君 小川 豊明君
小澤 貞孝君 大西 正道君
大貫 大八君 大原 亨君
大矢 省三君 太田 一夫君
岡 良一君 岡本 隆一君
加賀田 進君 加藤 勘十君

加藤 謙造君 柏 正男君
春日 一幸君 片島 港君
片山 哲君 勝澤 芳雄君
勝岡田清一君 角屋堅次郎君
金丸 徳重君 神近 市子君
神田 大作君 河上丈太郎君
河野 正君 木原津與志君
菊川 君子君 菊地養之輔君
北山 愛郎君 久保 三郎君
久保田鶴松君 久保田 豊君
栗原 俊夫君 栗林 三郎君
黒田 壽男君 小平 忠君
小林 進君 小林 正美君
小牧 次生君 小松信太郎君
小松 幹君 兒玉 末男君
五島 虎雄君 河野 密君
佐々木更三君 佐々木良作君
佐藤觀次郎君 佐野 憲治君
坂本 泰良君 阪上安太郎君
櫻井 奎夫君 實川 清之君
島上善五郎君 島口重次郎君
下平 正一君 東海林 稔君
杉山元治郎君 鈴木 一君
鈴木茂三郎君 田中幾三郎君
田中 誠之進君 田中 武夫君
田中 裕男君 多賀谷眞慈君
高田 富之君 滝井 義高君
竹谷源太郎君 橋 兼次郎君
館 俊三君 塚本 三郎君
辻原 弘市君 堤 ツルヨ君
戸叶 里子君 中井徳次郎君

昭和三十三年十二月二十三日 衆議院會議録第七号 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

八六

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

(起債の特例)

第一条 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害(以下「風水害」という。)により被害を受けた地方公共団体のうち政令で指定するものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十三年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの風水害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合
二 風水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救護土木対策その他これら

に類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

(地方債の引受)

第二条 前条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

2 前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

(起債許可についての協議)

第三条 自治庁長官は、第一条の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十三年七月、八月及び九月に発生した風水害によつて被害を受けた地方公共団体に對して、歳入の不足をうめるため又は災害対策の財

源とするための地方債の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案に対する修正案

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案に対する修正

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。
題名を次のように改める。

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

第二条第一項中「前条」を「前二条」に改め、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(農地等の小災害に係る地方債の元利補給)

第二条 風水害により農地その他の農林水産業施設等に係る被害の著しい地域を包括する市町村のうち政令で指定するものが施行する農地その他の農林水産業施設に係る災害復旧事業のうち一箇所の工事

の費用が三万円以上十万円未満のものを経費に充てるため、農地に係るものにあつては当該経費の百分の五十、その他の農林水産業施設に係るものにあつては当該経費の百分の六十五に相当する額の範囲内で発行が許可された地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利償還金に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。
本則に次の一条を加える。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

本案修正の結果必要とする経費は、明年度以降において総額約四億五千万円の見込である。

(報告書は會議録追録に掲載)

(鈴木善幸君登壇)

○鈴木善幸君 ただいま議題となりました、昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

【議長退席、副議長着席】
本案は、本年度の災害が去る昭和二十

十八年度の災害に次いで大きく、その被害額は公共施設にかかるとのもののみでも七百五十億円に上り、そのうち、七月、八月及び九月の災害による被害額は約七百億円に達し、本年度災害はこの三カ月集中している状況にかんがみ、これら七月、八月及び九月の風水害による被害の甚大な地方公共団体に對して、その歳入の不足を補うため、または災害対策の財源とするための地方債の発行を特に認め、もつてその財政運営の円滑をはかりとするものであります。その内容は次の三点であります。

その第一は、本年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体に政令で指定されたものは、地方財政法第五条の特例として地方債の発行を認められること。第二は、この地方債発行の目的は、地方税、使用料、手数料その他の命令で定める徴収金の減免による歳入の不足を補うため、または災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救護土木対策その他命令で定める災害対策に要する経費に充てるためであること。第三は、この地方債の資金は、資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて充てるものとし、また、その地方債の利息の定率及び償還方法は政令で定めることであります。

本案は、去る十二月十日日本委員会に付託され、十六日愛知国務大臣から提案理由の説明があり、慎重審議の上、本日質疑を終了いたしました。

そもそも、本年度災害は、昭和二十八年年度災害に次ぐ甚大なものであったと同時に、その被害の態様において、農地等の小規模災害が同時に多数集団的に各地方に発生したことに特色があり、いわゆる小災害復旧対策援助は本年度災害対策としてきわめて肝要な重点と考えられるのであります。本案による措置は、これを前例に徴しまして、必要かつ当然行すべき措置であり、なお右のような本年度災害の特色にかんがみ、本案審議の過程において最も問題として論議の対象となりましたのは、農地及び農林水産業施設の小規模災害復旧に関する地方債についてでありまして、この法律案では、この点に関する救済が十分でなく、本件に關連して本年十一月四日に行われた閣議決定の事項中、右の地方債の元利については国においてその財源を保障する、という点が明確にされていないが、この農地等の小災害復旧に対する特例債は、昭和二十八年年度災害における小災害補助の前例に徴するも、その性質上、国の補助金にかわるべきものであ

るから、この地方債の元利は国が補給すべきものではないかということでありました。その詳細はすべて速記録に譲ります。

かくて、質疑終了の際、この点について災害復旧の徹底促進をはかるため、本案に対する修正案が、亀山孝一君外二十九名、本委員会全員の名をもって提出されました。提案者を代表して亀山孝一君からその提案理由の説明が行われましたが、修正案の内容は次の通りであります。

すなわち、本案本則中に新たに二カ条を加え、その一カ条において、農地等の小災害にかかる地方債の元利補給を規定する。すなわち、昭和三十三年七月、八月及び九月の「風水害により農地その他の農林水産業施設等に係る被害の著しい地域を包括する市町村のうち政令で指定するものが施行する農地その他の農林水産業施設に係る災害復旧事業のうち一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のものに経費に充てるため、農地に係るものにあつては当該経費の百分の五十、その他の農林水産業施設に係るものにあつては当該経費の百分の六十五に相当する額の範囲内で発行が許可された地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利償還金に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。」ことを規定し、他の一カ条においては、「この法律の施行に關し必要な事項は、政

令で定める。」旨を規定するのであります。なお、法律の題名中に必要な文字上の調整を行うこととなつております。この修正によれば、その起債額は約四億円、利子五千万円程度を要し、国の予算に若干の影響を及ぼすこととなりますので、国会法第五十七条の三の規定により政府の意向をただしましたところ、黒金自治政務次官より、「国会で修正案が可決されるならば、政府は国会の意思を尊重して善処する」旨の答弁があつたのであります。

討論を省略して採決に付し、右の修正案並びに修正案による修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、従つて、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に關する調査特別委員長早稲田柳右エ門君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
右、御報告申し上げます。
○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に關する調査特別委員長早稲田柳右エ門君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
右、御報告申し上げます。
○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に關する調査特別委員長早稲田柳右エ門君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
右、御報告申し上げます。
○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の選挙にあつては昭和三十四年四月二十三日、指定都市以外の市(特別区を含む。以下同じ。)及び町村(全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。)の選挙にあつては同月二十八日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長については、任期満了による選挙以外の選挙を行ふべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定により当該選挙を行ふべき期間が昭和三十四年四月一日から同月三十日までの間にかかるときは、当該選挙を同年三月三十一日以前に行ふ場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長については、選挙を行ふべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三條第二項若しくは第三項又は第三十四條第一項の規定により当該選挙を行ふべき期間が昭和三十四年四月一日から同月三十日までの間にかか

昭和三十四年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案
地方公共
八七

昭和三十四年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案
地方公共
八七

昭和三十四年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案
地方公共
八七

昭和三十四年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案
地方公共
八七

り、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日前七日までに始まるときは、当該選挙を同年三月三十一日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分により告示しなければならない。

一 都道府県知事選挙にあつては、昭和三十四年三月二十九日に

二 指定都市の長の選挙にあつては、昭和三十四年四月三日に

三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和三十四年四月八日に

四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十四年四月十八日に

五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十四年四月二十一日に

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及

び都道府県知事選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

(重複立候補の禁止)

第四条 昭和三十四年四月二十三日又は同月二十八日に行われる選挙における公職の候補者となつた者は、当該選挙が行われる区域の全部又は一部を含む区域についてこれらの期日に行われる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることのできない者とみなす。

(政令への委任)

第五条 この法律の規定の適用を受ける地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の手續その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定をすることができ

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(他の法律の廃止)

2 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和三十年法律第二号)は、廃止する。

理 由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が昭和三十四年四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の期日を統一する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修正案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する修正

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。
第一条 第一項及び第四条第一項中「同月二十八日」を「同月三十日」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(郵便による立候補届出の禁止)

第五条 昭和三十四年四月二十三日又は同月三十日に行われる選挙における公職の候補者の届出又は推薦届出は、郵便によつてすることができない。

(報告書は会議録追録に掲載)

○早稲田柳右エ門君 たいだいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について、委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

来年の春は都道府県及び市町村を通じて多くの地方公共団体の議会の議員及び長の任期が満了することになっており、特に四月、五月には全国的に集中して選挙が行われることは、御承知の通りであります。従いまして、現行法によれば、この期間に各種の地方選挙が相前後して行われることになるので、本案は、これら数々の選挙の執行を円滑にし、また、国民の地方選挙に対する関心を高める等のため、前例にならぬとして、今回も期日を統一してこれらの地方選挙を行う特例を設けようとするものであります。

その選挙の期日は、都道府県及び指定都市の選挙は来年の四月二十三日に、また、指定都市以外の一般の市及び

び町村の選挙は四月二十八日に行うように統一することとし、これらの選挙期日の告示は、各選挙の選挙運動期間が公職選挙法に規定する最短期間となるように定めております。

以上が本案の目的及び要旨であります。

本案は、去る十九日当委員会に付託され、翌二十日政府から提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、その内容は前国会に政府から提出された案と同様のものでありまして、前国会において、公職会を開く等、すでに十分審議を尽しておりましたので、本日、委員会におきまして、直ちに自由民主党並びに日本社会党の共同提案にかかる修正案が提出され、両党を代表して古川文吉君から修正案の趣旨説明がありました。

その修正案の内容は、第一に、指定都市以外の一般の市及び町村の選挙期日は、原案の四月二十八日より二日繰り下げまして四月三十日とすること、第二点は、これらの選挙における公職の候補者の届出または推薦届出は郵便によつてすることができないこととする、以上の二点であります。

本日、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、簡単ながら、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(正木清君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(正木清君) 御異議なしと認

めます。よって、本案は委員長報告の通り決しました。

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○松澤雄蔵君 議案上程に関する緊急

動議を提出いたします。すなわち、この際、日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長浅香忠雄君。

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十七日

内閣総理大臣 岸 信介

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

三十三検第十二号
昭和三十三年一月二十四日

内閣総理大臣 殿

会計検査院長 加藤 進郎

日本放送協会昭和三十一年度貸借対照表等の回付について

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了し右書類を回付する。
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一、昭和三十一年度財産目録
財産目録

昭和三十三年三月三十一日現在

科目	内	要	合
(資産部)			
流動資産			
現金預金	現金	九六〇、七〇〇	
	銀行預金	一四六、七三九	
	振替貯金	五五、三三二	
	ラジオ受信料未収金	四、八六二	
		一、〇七、〇三六	
		五、五五、一四三	
		五、九六〇、九三七	

委託修理業務用物品	未収受信料欠損引当金	ラジオ受信料未収金の徴収不能見越額	△ 八七、〇〇〇	
貯蔵品	テレビジョン受信料未収金	テレビジョン受信料未収金の徴収不能見越額	△ 一八、〇〇〇	六、四九、五三三
前払費用	未収受信料欠損引当金	放送受信用機器修理業務用物品事務用備品消耗品外	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
その他の流動資産		前払借入金利息	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
固定資産				
建物	未収金	国際放送関係政府交付金外	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
	有価証券	電話公債	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
	差入保証金	建物貸借保証金	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
	差入保証有価証券	後納郵便料保証金代用有価証券	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
	保管有価証券	集金委託保証預り証券	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
	自動車損害賠償支払準備資産	自動車損害賠償準備金の引当資産	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
	仮払金	諸立替払金外	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
	ラジオ施設	局舎及び附属建物外	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一
	減価償却引当金	同上減価償却引当金	△ 一八、〇〇〇	三、七三、五二一

二、昭和三十一年度貸借対照表

昭和三十一年三月三十一日現在

借方 (科目)	(金額)	貸方 (科目)	(金額)
流動資産		流動負債	
現金預金	一六五、八七五、九五七	未払金	四二八、九三三、五三三
受信料未収金	一〇、一〇〇、〇〇〇	受信料前受金	三、五八六、九八六
委託修理業務用物品	五九、六七〇、九五七	その他の流動負債	五三、一九七、七三七
貯蔵品	六四、五九七、五七二	流動負債合計	四八五、六九五、〇七六
前払費用	三、七三六、二五一	固定負債	
その他の流動資産	五〇、二四二、三三三	固定負債合計	二、一六六、〇〇〇、〇〇〇
流動資産合計	二六二、七八二、八六六	長期借入金	二、一五七、三三六、〇九九
固定資産	九七六、〇二七、〇〇六	負債合計	四、八〇九、〇二二、七五五
建物	三、二四四、〇四四、四四五	固有資本	
建物減価償却引当金	三、七二一、六六八、二四三	固有資本合計	三、二五一、九三三、六四四
構築物	一、四〇〇、〇〇一、七七八	剰余金	
構築物減価償却引当金	三、三三三、五五九、〇七五	ラジオリスク立金	二、二五五、六五五、九九六
機械	三、一五〇、五八八、九七八	テレビジョン繰越欠損金	一、四六六、六六八、九四〇
機械減価償却引当金	一、八五五、二六八、九七二	当期剰余金	五、四三三、七六一、五八二
器具什器	三、一八四、六九三	当期テレビジョン欠損金	二、七四七、七二七、〇九
器具什器減価償却引当金	三、一五五、一〇六	剰余金合計	二、九八七、〇九八、八三三
土地	一、一三三、二五八、三三三	資本合計	九、一七九、八六六、九二九
建設仮勘定	三、三三三、八三三、五〇〇	負債資本合計	四、一六九、九三九、五七三
固定資産合計	七、四一八、〇九二、八七六	負債資本合計	八、九七八、九七〇、七四八
特定資産			
減債用放資	五三三、〇〇〇、〇〇〇		
繰延勘定			
前払費用	一五、九八八、九四〇		
放送債券発行差金	四三、〇〇一、九三三		
繰延勘定合計	五九〇、〇〇〇、八六四		
資産合計	八、九七八、九七〇、七四八		

貸方
(科目)
(負債の部)

(金額)

流動負債	四二八、九三三、五三三
未払金	三、五八六、九八六
受信料前受金	五三、一九七、七三七
その他の流動負債	四八五、六九五、〇七六
流動負債合計	二、一六六、〇〇〇、〇〇〇
固定負債	二、一五七、三三六、〇九九
固定負債合計	四、八〇九、〇二二、七五五
長期借入金	二、一五七、三三六、〇九九
負債合計	四、八〇九、〇二二、七五五
固有資本	三、二五一、九三三、六四四
固有資本合計	三、二五一、九三三、六四四
剰余金	二、九八七、〇九八、八三三
ラジオリスク立金	二、二五五、六五五、九九六
テレビジョン繰越欠損金	一、四六六、六六八、九四〇
当期剰余金	五、四三三、七六一、五八二
当期テレビジョン欠損金	二、七四七、七二七、〇九
剰余金合計	二、九八七、〇九八、八三三
資本合計	九、一七九、八六六、九二九
負債資本合計	四、一六九、九三九、五七三
負債資本合計	八、九七八、九七〇、七四八

三、昭和三十一年度損益計算書

昭和三十一年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで

借方 (科目)	(金額)	貸方 (科目)	(金額)
事業収入	一〇、五五七、七四三、二五五	事業支出	一〇、五五七、七四三、二五五
交付金収入	一〇、九六六、〇〇〇	雑収入	一三、七三〇、〇〇〇
雑収入	一三、七三〇、〇〇〇		

事業収入合計	10,740,000,000
事業支出	
減価償却費	8,293,836,696
減価償却費	575,236,696
減価償却費	3,657,849,904
事業支出合計	10,340,283,296
当期ラジオ利剰余金	543,716,704
(テレビジョン)	
事業収入	
受信料	10,317,700,000

雑収入	5,526,275
事業収入合計	10,740,000,000
事業支出	
減価償却費	8,293,836,696
減価償却費	1,498,710,693
減価償却費	2,557,737,007
事業支出合計	12,350,384,396
当期テレビジョン欠損金	1,610,384,396
当期剰余金	2,699,615,604

四、昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に關する説明書

昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に關する説明書

協会の昭和三十一年度決算の結果について、その概要を説明すれば、まず財産目録と貸借対照表では、昭和三十三年三月三十一日現在における固有資本は、三億五、一九五万円、これに対し資産は、八億九、七九七万円、負債は、四億九、三三三万円、資産から負債と固有資本を差引いた剰余金は、九億一、七九七万円である。このうち当期剰余金は二億六、九〇五万円、そのうちラジオ関係で五億四、三七六万円の剰余金、テレビジョン関係で二億七、四七一万円の欠損金となつた。次に損益計算書では、ラジオ関係とテレビジョン関係とあわせて、事業収入は、一、一八億二、四六六万円、事業支出は一、一五億五、二四一万円、差引当期剰余金は、二億六、九〇五万円となつて、前述の貸借対照表の当期剰余金と一致した。

次に財産目録と貸借対照表及び損益計算書の内容について説明し最後に予算制度上の資本収支、事業収支並びに収支剰余金について簡単に説明する。

二 財産目録と貸借対照表

これを資産の部、負債の部、資本の部の順にしたがい説明する。

(1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末に比し、七億二、七五二万円の増で、八億九、七九七万円となつたが、その内容は次に示すとおりである。

イ 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末に比し、八、二七二万円の増で九億七、六〇三万円となつたが、これは主として電話公債、建物賃借保証金等の増によるもので、その内容は次のとおりである。

○現金預金 五億六、五一五万円

手持資金

○受信料未収金 五、九六七万円

これは当年度末の受信料未収額一億六、五八七万円から翌年度における徴収不能見込額一億六、二〇〇万円を欠損引当金(損益計算書の事業支出関係経費中に未収受信料欠損償却として含まれている)として差引計上したものである。内訳は、ラジオ関係受信料未収金五、三〇二万円、テレビジョン関係受信料未収金六、六五五万円である。

○委託修理業務用物品 六、四六六万円

これは放送法第九條第二項第七号により行つてゐる受信機の委託修理用品のほか、受信者への実質頒布用受信機防犯止器の当年度未償却額である。

○貯蔵品 三、一七三万円

一般事務用備品、消耗品のほか、輸入フィルム、輸入真空管等の年度末棚卸額

区分	ラジオ関係施設	テレビジョン関係施設	計
土地	一〇億八、七四一万円	三、七七〇万円	一一億二、五一二万円
建物	二、八八八、八八八万円	一億〇、四四〇万円	三億九、三二八万円
構築物	六億五、九八一万円	三億五、六八四万円	一〇億一、六七五万円
機械	一、三六六、八八五万円	五億九、六四七万円	七億三、五三二万円
器具什器	七、七四九万円	六、二四四万円	一億三、九九三万円
建設仮勘定	二億〇、七三三万円	二、八四八万円	二億三、五八〇万円
計	六、二億八、七八六万円	一一億三、〇二三万円	七、四億一、八〇九万円

である。

○前払費用 五、〇二四万円

長期借入金の前払利息のほか、前払図書雑誌代等の未經過分で翌年度の費用となるものである。

○その他の流動資産

二億六、二七八万円

これは主として電話公債、建物賃借保証金、送金、送金関係政府交付金等の未収分である。

ロ 固定資産

当年度末の固定資産は前年度末に比し、六億五、八三六万円の増で、七、四億一、八〇九万円となつたが、これは当年度建設計画に基き、主として松山放送会館の建設、東京、大阪、福岡外八局のラジオ関係放送所の増力工事、札幌テレビジョン放送所の建設、静岡外四ヶ所のテレビジョン放送所の建設、大阪別館スタジオ建設工事及び東京、名古屋外二ヶ所の業務用宿舎の建設等を実施したためであり、その資産別内訳は次表のとおりである。

(註一) 建物、構築物、機械、器具什器については、減価償却引当金を差引いた額である。

(註二) 建設仮勘定は、主として東京の業務用宿舎の建設、大阪の別館スタジオ建設、札幌ラジオ放送所の増力工事、岡山テレビジョン放送所の建設等の工事関係で当年度末においては未完成のものである。

ハ 特定資産(減価償却資産)

これは放送法第四二条第三項によつて積立てた放送債券償還のための資金であるが、償還が順調に進んで前年度末に比し一八〇万円の減で当年度末は五億二五八〇万円となつたものである。

ニ 繰延勘定

これらはすべて翌年度以降にわたり費用となるものであるがその計上額は前年度末に比し、一七六万円の減で五九〇五万円となつた。これは主としてラジオ関係放送債券発行差金の償却増によるもので、その内容は次のとおりである。

○前払費用

一五九九万円

局舎賃借料の前払分である。

○放送債券発行差金

四三〇六万円

放送債券発行の際生ずる

額面金額と売却価額との差金及び諸手数料等はすべて償還期限に及び毎年度償却されているが、(損益計算書の事業支出、関連経費中に放送債券発行差金償却として含まれている)その未償却残額であり、ラジオ関係二〇八二万円、テレビジョン関係二二二四万円である。

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は前年度末に比し、五億四〇六七万円の増で、四八億九〇三万円となつたが、その内容は次のとおりである。

イ 流動負債

当年度末の流動負債は前年度末に比し、二〇三万円の増で、四億八五七〇万円となつたが、これは主として放送謝金、職員給与等に関する税金仮受分の増によるもので、その内容は次のとおりである。

○未払金

四億二八九一万円

これは建設工事代金、物品購入代金の未払及び放送債券の償還期限当来後も未請求となつてゐる債券の元本、利札分等である。

○受信料前受金

三五九万円

これは主として翌年度分の受信料収納額で、ラジオ関係三五一万円、テレビジョン関係八万円である。

○その他の流動負債

五三二〇万円

放送謝金、職員給与等の源泉徴収所得税の仮受金、集金委託の際の保証預り金等である。

ロ 固定負債

当年度末の固定負債は前年度末に比し、五億三八六四万円の増で、四三億二三四万円となつたが、その内訳は次表のとおりである。

区分	三十年度末	三十一年度中増	三十一年度末	備考
放送債券	一億二〇〇〇〇〇〇	二億〇〇〇〇〇〇	三億二〇〇〇〇〇〇	増は新規発行、減は満期償還及び定時抽せん償還
ラジオ	一億九〇〇〇〇〇	四億八〇〇〇〇〇	六億七〇〇〇〇〇〇	増は新規発行、減は満期償還及び定時抽せん償還
テレビジョン	三億九〇〇〇〇〇	一億〇〇〇〇〇〇	四億九〇〇〇〇〇〇	増は新規発行、減は満期償還及び定時抽せん償還
長期借入金	一億七〇〇〇〇〇	三億六〇〇〇〇〇	五億三〇〇〇〇〇〇	業務用宿舎建設に伴う住宅
ラジオ	一億七〇〇〇〇〇	三億六〇〇〇〇〇	五億三〇〇〇〇〇〇	業務用宿舎建設に伴う住宅
テレビジョン	一億七〇〇〇〇〇	三億六〇〇〇〇〇	五億三〇〇〇〇〇〇	業務用宿舎建設に伴う住宅
固定負債合計	三億八〇〇〇〇〇	二億三三三三三	六億一三三三三三	

(3) 資本の部

当年度末の資本の部の総額は前年度末に比し、一億八八五万円の増で、四一億六九四四万円となつたが、その内容は次のとおりである。

イ 固有資本

三三億五一九五万円

これは前年度末と同額である。

ロ 剰余金

九億一七九九万円

このうち積立金は、前年度末までの剰余金及び欠損金の累計であつて、ラジオ関係は、積立金二一億一五六三万円、テレビジョン関係は繰越欠損金一四億六六六九万円、差引積立金六億四八四四万円となつた。

また当年度中の剰余金及び欠損金は、ラジオ関係は剰余金五億四三三六万円、テレビジョン関係は欠損金二億七四七一万円、差引当期剰余金は二億六九〇五万円となつて損益計算書におけるラジオ関係の剰余金及びテレビジョン関係の欠損金と一致している。

三 損益計算書

これをラジオ関係、テレビジョン関係の順にしたがい説明する。

(1) ラジオ関係

ラジオ関係においては事業収入一〇七億八四〇五万円に対し、事業支出は一〇二億四〇二九万円となり差引当期剰余金は五億四三七六万円となつた。これを前年度決算と比較すれば、事業収入は五億四八八四万円の増、事業支出は八億八一〇五万円の増となり、したがつて当期剰余金は三億三三九一万円の減となつた。

次に事業収入及び事業支出の内容は次のとおりである。

イ 事業収入

事業収入の増は主として受信契約者の増に伴う受信料の増によるものであるが、その内容は次のとおりである。

○受信料

一〇五億五一七四万円

前年度決算に比し五億五一六〇万円の増となつたが、これは受信者低普及地域の開発と事業の周知につとめるとともに、受信者の早期契約締結運動を積極的

に推進したためである。

即ち、有料受信者数は当年度内において実績六八万

増をあげ、当年度末一三四

八万となつた。

○交付金収入

一億九六九万円
これは国際放送交付金等
一億七九一万円、選挙放送
交付金一七八万円、前年度
決算に比し一五二四万円の
増となつた。

○雑収入

一億二二六二万円
これは役員収入四五一四
万円、預金利息二九四九万
円のはか不用品処分代金、
受信機委託修理工料等で前

年度決算に比し、一八七〇
万円の減となつた。

○事業支出

上記入収入をもつて、当年
度事業運営計画に基き事業の
推進にも積極的努力を払つた
が、その内容は次のとおりで
ある。

○事業費

九二億九三三八万円
これを人件費、物件費別
に前年度決算と比較すれば
次のとおりである。

区 分	当年度決算	前年度決算比
人件費	三三億七二八五万円	三億二五三四万円
物件費	五九億二六五三万円	五億五一四五万円
事業費合計	九二億九三三八万円	八億七六七九万円

即ち、これら事業費は何
れも事業運営計画に基き、
放送番組の充実、ローカル
放送の拡充、相談業務等に
よる受信者へのサービスの
向上、技術研究部門の強
化、国際放送の拡充、放送
博物館の充実整備を行うと
ともに他方、増収及び経費
の節減により職員待遇改
善を行つた成果である。

○減価償却費

五億七五二三万円
これは建物、構築物機械、
器具什器の償却費で前年度
決算に比し、一六八六万円
の増となつた。

○関連経費

三億六五八八万円
これは未収受信料欠損償
却(受信料未収額のうち翌年
度徴収不能見込額)八七六
〇万円、放送債券発行差金
償却一五四二万円、支払利
息一億二六二二万円、工事
特別雑損一億三五六四万円
等で、前年度決算に比し一
二六〇万円の減となつた。
これは主として放送債券の
満期償還及び定時抽せん償
還に伴う支払利息の減によ
るものである。
② テレビジョン関係
テレビジョン関係において

は、事業収入一〇億三七四一万
円に対し事業支出は一三億一二
二二万円となり、差引当期欠損
金は二億七四七二万円となつ
た。これを前年度決算と比較す
れば事業収入は六億四九三九万
円の増、事業支出は四億八〇六
万円の増となり、したがつて当
期欠損金は二億四一三三万円の
減となつた。
次に事業収入及び事業支出の
内容は次のとおりである。
イ 事業収入

事業収入の増は主として受
信契約者の飛躍的増加に伴う
受信料の増によるものである
が、その内容はつぎのとおり
である。

○受信料

一〇億三二七七万円
前年度決算に比し、六億
四七九六万円の増となつた
が、これは仙台、広島、福岡、
札幌のテレビジョン局の開
設によるサービスエリアの
拡大とテレビジョン施設の
改善を図り受信効果を高め
るとともに他方事業の周知
につとめたためである。即
ち、有料受信者数は実績二
五万増をあげ、当年度末四
二万となつた。

○雑収入

五六四万円
これは主として預金利息
で、前年度決算に比し一四
三万円の増となつた。

事業支出
上記入収入をもつて、当年
度事業運営計画に基き事業の推
進にも積極的努力を払つたが、
その内容は次のとおりである。

○事業費

八億九六五一万円
これを人件費、物件費別
に前年度決算と比較すれば
次のとおりである。

区 分	当年度決算	前年度決算比
人件費	一億六八四四万円	四一三七万円
物件費	七億二八〇七万円	二億八七二〇万円
事業費合計	八億九六五一万円	三億二八五七万円

即ち、これら事業費の増
は、事業運営計画に基き、
テレビジョン局開設に伴う
専用回線の増加、設備の整
備及び改修、番組用映画
の製作その他放送番組の充
実並びに受信契約者数の増
加等による現業用員の増員
を行つた結果である。

○減価償却費

一億四九八七万円
これは建物・構築物・機
械器具什器の償却費で前年
度決算に比し、二五二七万
円の増となつた。

○関連経費

二億六五七四万円
これは未収受信料欠損償
却(受信料未収額のうち翌
年度徴収不能見込額)一八
六〇万円、放送債券発行差
金償却三九九九万円、支払利
息一億九六九八万円及び工
事特別雑損四六一七万円、
前年度決算に比し、五四三
一万円の増となつた。これ

(3) 当期剰余金

上記のとおりラジオ関係、テ
レビジョン関係の事業収支の結
果ラジオ関係当期剰余金五億
四三七六万円、テレビジョン関
係当期欠損金二億七四七二万
円、差引当期剰余金二億六九〇
五万円となり、それぞれ貸借対
照表のそれと一致した。

四 予算制度上の資本収支・事業収支及び後期繰越収支剰余金

財産目録、貸借対照表及び損益
計算書については、上記のとおり
であつて、予算制度上の資本収支
の概要については、貸借対照表の
固定資産並びに固定負債の項にお
いて説明し、また予算制度上の事
業収支の概要については損益計算
書の事業収入並びに事業支出の項
において説明したが、これをラジ
オ関係及びテレビジョン関係別収
支について概括すれば、次表のと
おりである。

区	分	ラ	ジ	オ	テレビジョン
前期繰越収支剰余金	a	四億六千三百九十九万円			九〇万円
資本	本 収 入	一〇億七千九百九十九万円			九億九千九百九十九万円
資本	本 支 出	一七億九千九百九十九万円			五億八千九百九十九万円
内建設費の工事特別雑損	d	(億六千四百万円)			(四六七万円)
資本	収 支 差 引	△ 七億九千九百九十九万円			三億七千九百九十九万円
事業	収 入	一〇億七千九百九十九万円			一〇億七千九百九十九万円
事業	支 出	一〇億七千九百九十九万円			一〇億七千九百九十九万円
事業	収 支 差 引	△ 七千九百九十九万円			二億九千九百九十九万円
後期繰越収支剰余金	A	四億六千三百九十九万円			一億九千九百九十九万円
損益計算書剰余金	B	五億九千九百九十九万円			△ 二億九千九百九十九万円

(註) $A=a+b+c$
 $B=a+b+c+d$ (cが剰余金になる場合は+e、欠損金になる場合は-eになる)

なお、前表の予算制度上の後期繰越収支剰余金は翌年度予算実施にあたり、前期繰越収支剰余金として予算総則第五条により建設費の繰越分にまた同総則第八条により借入金金の返還または設備の改善に充当されることになっている。

また損益計算書の剰余金(または欠損金)は予算制度上の事業収支の剰余と資本支出の建設費中固定資産化されない工事特別雑損とを含むものである。即ち損益計算書の事業支出は予算制度上の事業支出のほか工事特別雑損を包含しているからである。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔浅香忠雄君登壇〕

○浅香忠雄君 たいま議題となりました日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に關

し、通信委員会における審議の経過と結果とを御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より本年二月二十七日国会に提出されたものであります。

本議案の内容を概略御説明いたしますと、昭和三十一年度末現在における協会の資本総額は四十一億六千九百九十九万円であり、これに照応する資産は八十九億七千八百九十九万円、負債は四十八億九百九十九万円、資本総額において、前年度末に比し約四・八%の増となっております。損益につきましては、事業収入は、ラジオ関係が百七億八千四百九十九万円、テレビジョン関係が十億三千七百九十九万円、事業支出は、ラジオ関係が百二億四千九百九十九万円、テレビジョン関係が十三億二千九百九十九万円、ラジオ関係においては、差引当期剰余金五億四千三百九十九万円、テレビジョン関係に

おいては、差引当期欠損金二億七千四百九十九万円となっており、協会の事業収支全体から見ますと、差引当期剰余金二億六千九百九十九万円となっております。

なお、本件には、会計検査院においては特に記述すべき意見はない旨の検査の結果が添付されております。

通委委員会においては、十二月十日本議案の付託を受け、同十八日及び二十三日の両日にわたり会議を開き、郵政省並びに会計検査院当局より説明を聴取したほか、特に参考人として日本放送協会の会長等の出席を求め、慎重審議を行なったのであります。質疑応答の詳細はすべて会議録によつて御承知願うことといたしたいと存じます。

かくして、委員会は、十二月二十三日討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致をもつて本議案については異議がないものと議決した次第であります。

これをもつて御報告を終わります。

(拍手)

○副議長(正木清君) 採決いたしました。本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り決しました。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○松澤雄蔵君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、こ

の際、内閣提出、参議院送付、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(正木清君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長早川崇君。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日
内閣総理大臣 岸 信介

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の二」に、「第八十八条・第八十九条」を「第八十八条・第九十条」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(他の法令による療養との調整)

第二十三条の二 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行わない。

第二十四条を次のように改める。

(被扶養者)

第二十四条 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものとする。

一 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

二 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

三 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、組合員と同一の世帯に属するもの

第三十条第一項中「行ふべき給付」を「行つた給付」に改め、第四章第一節中同条の次に次の一条を加える。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十条の二 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があつたときは、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額(その給付が療養であるときは、第三十三条第一項第三号又は第四号の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第三十三条第一項第四号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(健康保険法大正十一年法律

第七十号)第四十三条ノ二に規定する保険医をいう。以下同じ。)が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十三条第一項第一号及び第二号中「医療機関の下に又は薬局を加え、同項第三号を次のように改める。

三 組合員(他の法律に基づく共済組合で療養に相当する給付を行うものの組合員を含む。)のための療養を行うことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているものからこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基づき厚生大臣の定める基準(以下この条において「厚生大臣の定める基準」という)を参照して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関又は薬局にその費用を支払う。

組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めたる基準によつてに、「厚生大臣の定める基準による初診料」を、「一部負担金」に改め、同条第二項中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関」を、「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関」に、「又は手当」を「薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条第三項を削る。

第三十四条第一項中「被扶養者が第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときははを被扶養者はに、「任意の医療機関からこれを受けるを、第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受けるに、「組合は、同条」を「組合は、前条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(保険医療機関等の療養費及び家族療養費)

第三十四条の二 組合員又は被扶養者が第三十三条第一項第三号又は第四号の医療機関又は薬局から第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接当該医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めるときは、組合は、第三十三条第一項第三号若しくは第四号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、療養費

又は家族療養費として、組合員に支給することができる。

第三十五条を次のように改める。

(保険医療機関等の療養担当等)

第三十五条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険薬剤師をいう。以下同じ)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及び被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定によるを」を「他の法律に基づく共済組合の給付で」に改め、同条第二項中「組合員がその資格を喪失した際を」を「組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という)が退職した際」に、「組合員として」を「その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により」に改め、「資格を取得したとき」の下に「(家族療養費については、その被扶養者がその期間内に他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際、家族療養費を受けているときは、その者が死亡しなかつたとしたならば前二項の規定により受けることができる期間、継続してこれを受けることのできる期間、継続してこれをその者(その者が死亡したときは、その配偶者であつた者)に支給する。

第四十条第一項中「給付を受ける者」の下に「(当該給付が家族療養費であるときは、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という)を加え、「同項の規定により給付を受けた者」を「継続療養受給者であつた者」に、「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「埋葬料」の下に「又は家族埋葬料」を加える。

の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

第三十七条第二項中「組合員であつた者」を「一年以上組合員であつた者」に改める。

第三十八条第三項を次のように改める。

3 一年以上組合員であつた者がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、その資格を喪失しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることのできる期間、継続してこれをその者(その者が死亡したときは、その配偶者であつた者)に支給する。

第四十条第一項中「給付を受ける者」の下に「(当該給付が家族療養費であるときは、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という)を加え、「同項の規定により給付を受けた者」を「継続療養受給者であつた者」に、「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「埋葬料」の下に「又は家族埋葬料」を加える。

第四十五条第一項後段中「組合員であつた者」を「一年以上組合員であつた者」に改め、同条第三項本文中「組合員」を「一年以上組合員であつた者」に改める。

第八十三条第五項及び第六項中「立入検査」を「質問又は検査」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、第三項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

5 主務大臣は、組合の療養に關する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に關する書類帳簿を検査させることができる。

第十章 罰則

(罰則)

第八十八条 第八十三条第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした役員、組合の事務に従事する公共企業体の職員又は組合に使用される者は、三万円以下の過料に処する。

九七

附則第二十四條第三項から第六項まで	第一項の規定により組合員であつたものとなされる国家公務員であつた期間	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條の規定により組合員期間に算入される期間で転入した日まで引き続いてい
附則第二十四條第七項	前 項	附則第二十六條第一項において準用する附則第二十四條第六項

に改

め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「附則第五條第一項」とあるのは、「附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項」と読み替へるものとする。

附則第三十六條中「職員」の下に「(日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前におけるこれらの者に相当する者を含む。)」を加える。

別表第四廢疾の程度三級の項第八号中「又はおや指」の下に「若しくはひとさし指」を加える。

別表第六中

十九年六 月以上二 十年未満	四八五日
----------------------	------

を

十九年六 月以上二 十年未満	四八五日
二十年以 上	四八五日以上十九 年六月以上六月 の六月につき十 五日を加えた日 数

に

改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

(被扶養者に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の公共企業体職員等共済組合法(以下「旧法」といふ)第二十四條に規定する被扶養者である者で改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」といふ)第二十四條に掲げる被扶養者に該当しない

もののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として当該組合員又は組合員であつた者の収入により生計を維持している間に限り、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては当該傷病手当金及び当該病氣又は負傷により生じた病氣による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては当該家族療

養費及び当該病氣又は負傷により生じた病氣についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持している者

二 その病氣又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員又は組合員であつた者が家族療養費の支給を受けている者

(一部負担金に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該病氣又は負傷及びこれらにより発生した病氣については、新法第三十三條第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該病氣又は負傷及びこれらにより発生した病氣により病院又は診療所に収容されている間に限り。

第四条 組合は、当分の間、運営規則で定めるところにより、組合員が一部負担金に相当する金額を支払つたことにより生じた余剰財産の範囲内で一部負担金に相当する金額の払戻しその他の措置を行うことができる。

(療養費等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

(資格喪失後の給付に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第三十六條第二項(第四十四條第五項において準用する場合を含む。)、第三十八條第三項若しくは第四十五條第三項の規定により支給されている給付又はこの法律の施行前に資格を喪失した組合員がこの法律の施行後に出産し、若しくは死亡したときに、旧法第三十七條第二項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)、第四十條若しくは第四十五條第一項後段の規定が適用されるものとした場合にこれらの規定により支給される給付については、新法の相当規定にかかわらず、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(更新組合員等に関する経過措置)

第八条 新法附則第五條第一項及び第三項、附則第九條並びに附則第十一條第一項(これらの規定を附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。)、附則第二十條第三項並びに別表第六の規定は、この法律の施行前に退職し、又は死亡した更新組合員及び転入組合員についても、適用する。

第九条 新法附則第二十二條第二項、第三項及び第九項の規定は、未帰還更新組合員の年金でこの法律の施行の時までの間に係るものについても、適用する。

(従前の給付に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(増加恩給等の受給権の放棄)

第十一条 増加恩給を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又は更新組合員若しくは更新組合員であつた者の遺族でこれらの者に係る恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五條第一項第二号若しくは第三号の規定による扶助料を受ける権利を有するものが、総理府令で定めるところにより、昭和三十四年三月三十一日までに当該増加恩給又は扶助料を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、当該増加恩給及びこれと併給される普通恩給又は当該扶助料を受ける権利は、この法律の施行の日以前において消滅したものとみなす。

2 前項の申出をした遺族に係る更新組合員又は更新組合員であつた者で増加恩給を受ける権利を有していたものは、組合の長期給付に関する規定の適用については、その死亡又は退職の時においてすでに当該増加恩給を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

3 第一項の申出をした遺族で恩給法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料を受ける権利を有していたものは、組合の長期給付に関する規定の適用については、当該更新組合員又は更新組合員であつた者の死亡の時においてすでにその

扶助料を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

4 新法附則第十六条第二項及び第三項並びに附則第三十条の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同法附則第十六条第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員であつた者又は更新組合員若しくは更新組合員であつた者の遺族」と、その時まで」とあるのは「昭和三十三年十二月三十一日まで」と、「退職年金、減額退職年金」、「退職年金若しくは減額退職年金及び退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替へるものとする。

理由

増加恩給を受ける権利を有する更新組合員等について長期給付との選択を認め、その他組合の給付の内容を合理化するとともに、健康保険法及び国家公務員共済組合法の改正に伴い、医療機関等の規定について所要の改正を行ふ等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月二十三日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 加藤 五郎殿

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔早川崇君登壇〕

○早川 崇君 たいま議題となりまし
た公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について、大蔵委員
会における審議の経過並びに結果を御
報告申し上げます。

第二十六回国会に、健康保険法の改
正等に伴う措置として、公共企業体職
員等共済組合法の一部を改正する法律
案が提出されたのであります。継続
審議の後、第二十七回国会において審
議終了となりました。また、その後、
第二十八回国会においては国家公務員
共済組合法が全文改正されるに至り、
現行法中これと関連する条文の改正を
もあわせて行ふ必要を生じました。そ
こで、以上のような経緯と要請に応じ
て、この法律案は前国会にも提出せら
れ、今回再度提出されるに至つたもの
であります。

以下、この法律案の内容について概
略御説明申し上げます。

第一は、健康保険法の一部改正に伴
う改正であります。すなわち、療養の
給付について組合員にその費用の一部
を負担させることとするともに、偽
りその他不正な行為により給付を受
けた者があるときは、組合は、かかる
不正受給者から給付に要した費用を徴
収できることとするほか、保険医療機
関等に関する規定の整備を行うことと
いたしております。

第二は、国家公務員共済組合法の制定
に伴う改正でありまして、附則に規定さ
れております転出、復帰、転入組合員の
長期給付に関する規定について所要の
改正を行うことといたしております。

第三は、短期給付に関する改正であ
りまして、被扶養者の範囲を、組合員
と世帯を同一にする三親等内の親族に
限ることとし、組合員の資格喪失後
における継続給付の受給資格要件とし
て、一年以上組合員であつたことを要
することといたしております。

第四は、増加恩給を受ける権利を有
する更新組合員については、その者の
希望により、長期給付との選択を認め
ることとする等、所要の改正を加える
ことといたしております。

本案は、本二十三日常委員会に本付
託になりましたが、質疑及び討論の通
告がありませんでしたので、直ちに採決
いたしましたところ、起立多数をもって原
案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(正木清君) 採決いたしま
す。本案の委員長報告は可決であり
ます。本案を委員長報告の通り決する
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(正木清君) 起立多数。よつ
て、本案は委員長報告の通り可決いた
しました。

○副議長(正木清君) 次会の議事日程
は公報をもって通知いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時二十二分散会

出席國務大臣
法務大臣 愛知 揆一君
文部大臣 灘尾 弘吉君
運輸大臣 永野 護君
出席政府委員
大蔵政務次官 山中 貞則君

運輸省鉄道 山内 公敏君
監督局長
郵政政務次官 廣瀬 正雄君

○朗読を省略した報告
(通知書受領)

一、去る十九日参議院議長から、次の
法律の公布を奏上した旨の通知書を
受領した。

司法試験法の一部を改正する法律
昭和三十三年七月、八月及び九月の
豪雨及び暴風雨による被害農家に対
する米穀の充渡の特例に関する法
律

農林水産業施設災害復旧事業費国庫
補助の暫定措置に関する法律の一部
を改正する法律
住宅金融公庫法及び北海道防家住宅
建設等促進法の一部を改正する法
律

国会議員の秘書の給料等に関する法
律の一部を改正する法律
賠償等特種債務処理特別会計法の一
部を改正する法律
産業投資特別会計の貸付の財源に充
てるための外貨債の発行に関する法
律

一、昨二十二日参議院議長から、次の
法律の公布を奏上した旨の通知書を
受領した。
蘭糸価格の安定に関する臨時措置法
の一部を改正する法律
公共用水域の水質の保全に関する法
律

工場排水等の規制に関する法律
(通知書受領及び通知)

一、去る十九日松野参議院議長から加
藤議長宛、参議院は中央選挙管理会

委員及び同予備委員を次の通り指名
議決した旨の通知書を受領した。
中央選挙管理会委員
山浦 貫一君 中御門経民君
岸澤 彪衛君 山崎 廣君
松村眞一郎君

同 予備委員

近藤 英明君 小島 憲君
藤牧 新平君 岡崎 三郎君
赤木 正雄君

よつて国会は右の通り指名議決した
旨内閣に通知し、その旨参議院に通
知した。

(報告書受領)
一、昨二十二日内閣から、国の債権の
管理等に関する法律第四十条の規定
に基き昭和三十三年年度の債権の現
在額に関する報告を受領した。

(応召議員)
一、昨二十二日召集に応じた議員は次
の通りである。
岡山県第二区選出 大庭 健君
一、今二十三日召集に応じた議員は次
の通りである。

大分県第一区選出 一萬田尙登君
(理事補欠選任)
一、去る十九日常任委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。

理事 中曾根康弘君(理事山村新
治郎君去る十九日理事辭
任につきその補欠)

理事 森島 守人君(理事岡田春
夫君去る十九日委員辭任
につきその補欠)
文教委員会
理事 小牧 次生君(理事小牧次
生君去る十七日委員辭任
につきその補欠)

(常任委員兼任)

一、去る十九日議長において、次の常任委員の兼任を許可した。

地方行政委員

加賀田 進君 本島百合子君

文教委員

本島百合子君 加賀田 進君

社会労働委員

小川 半次君 蔵内 修治君

農林水産委員

西村 英一君 濱地 文平君

農林水産委員

秋山 利恭君 大森 玉木君

農林水産委員

高石幸三郎君 濱地 文平君

農林水産委員

井原 岸高君 蔵内 修治君

農林水産委員

柳谷清三郎君 山田 彌一君

農林水産委員

久野 忠治君 大矢 省三君

農林水産委員

水谷長三郎君 櫻井 奎夫君

農林水産委員

運輸委員 石田 博英君 菊川 君子君

農林水産委員

永山 忠則君 廣瀬 勝邦君

農林水産委員

通信委員 蔵内 修治君 石田 博英君

農林水産委員

建設委員 井原 岸高君 秋山 利恭君

農林水産委員

予算委員 片島 港君 松平 忠久君

農林水産委員

決算委員 横山 利秋君 大矢 省三君

農林水産委員

地方行政委員 本島百合子君 加賀田 進君

農林水産委員

文教委員 加賀田 進君 本島百合子君

社会労働委員

西村 英一君 大森 玉木君

濱地 文平君 高石幸三郎君

蔵内 修治君 山田 彌一君

小川 半次君 柳谷清三郎君

農林水産委員 井原 岸高君 蔵内 修治君

山田 彌一君 柳谷清三郎君

秋山 利恭君 大森 玉木君

濱地 文平君 高石幸三郎君

農林水産委員 南 好雄君 櫻井 奎夫君

赤路 友蔵君 大矢 省三君

運輸委員 永山 忠則君 廣瀬 勝邦君

石田 博英君 菊川 君子君

通信委員 石田 博英君 蔵内 修治君

建設委員 秋山 利恭君 井原 岸高君

予算委員 大矢 省三君 久野 忠治君

決算委員 横山 利秋君 水谷長三郎君

地方行政委員 本島百合子君 加賀田 進君

文教委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

農林水産委員 加賀田 進君 本島百合子君

(理事互選)

一、去る十九日特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会

理事 逢澤 寛君 稻葉 修君

高橋 等君 中山 マサ君

山下 春江君 西ヶ久保重光君

受田 新吉君 山口シヅエ君

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

理事 加藤 高蔵君 銀治 良作君

高橋 禎一君 古川 丈吉君

南 好雄君 島上善五郎君

矢尾喜三郎君 山下 榮二君

科学技術振興対策特別委員会

理事 赤澤 正道君 秋田 大助君

菅野和太郎君 中曾根康弘君

前田 正男君 岡 良一君

岡本 隆一君 原 茂君

国土総合開発特別委員会

理事 志賀健次郎君 薄田 美朝君

丹羽 兵助君 福家 俊一君

巨 四郎君 足鹿 覺君

竹谷源太郎君 館 俊三君

(特別委員兼任)

一、去る十九日議長において、次の特別委員の兼任を許可した。

国土総合開発特別委員 松田 鐵蔵君

(特別委員兼任)

一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

特別委員補欠選任

一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

特別委員補欠選任

一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

特別委員補欠選任

一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

特別委員補欠選任

一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

特別委員補欠選任

一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

林 唯義君

(議案提出)

一、昨二十二日議員から提出した議案は次の通りである。

文部大臣藤尾弘吉君不信任決議案

(淺沼稻次郎君外四名提出)

一、昨二十二日閣内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十二年一般会計歳入歳出決算

昭和三十二年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十二年度国稅収納金整理資金受払計算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

案(内閣提出第一五五号)

公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八号)

以上四件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、昨二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十二年一般会計歳入歳出決算

昭和三十二年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十二年度国稅収納金整理資金受払計算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十二年度政府関係機関決算書

昭和三十三年十二月二十三日 衆議院會議録第七号 議長の報告

公職選挙法の一部を改正する法律案

(島上善五郎君外六名提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外六名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

司法試験法の一部を改正する法律案

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の充渡の特例に関する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

一、昨二十二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

満糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

公共用水域の水質の保全に関する法律案

工場排水等の規制に関する法律案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十九日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
国際情勢に関する事項

二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法
関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十三年十二月十九日

外務委員長 櫻内 義雄

衆議院議長加藤謙五郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の収支に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十三年十二月十九日

決算委員長 田中 彰治

衆議院議長加藤謙五郎殿

衆議院會議録第五号中正誤

ページ 行 誤 正	
三	終り二 察議 審議
四	終り三 おそれのあ おそれの高
五	終り四 一部を 一部に
六	終り五 結了し、 終了し、
七	終り六 現在 現在
八	終り七 健全 健全
九	終り八 御報告を 御報告

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段(三三三)三三三